

昭和二十六年厚生省令第四号

毒物及び劇物取締法施行規則

(登録の申請)

毒物及び劇物取締法施行規則を次のように定める。

第一条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。)第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出(以下「申請等の行為」という。)の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 毒物若しくは劇物を直接取り扱う製造所又は営業所の設備の概要図

二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第二項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗の設備の概要図

二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

(登録票の様式)

第三条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票は、別記第三号様式によるものとする。

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(農業用品販売業者の取り扱う毒物及び劇物)

第四条の二 法第四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、別表第一に掲げる毒物及び劇物とする。

(特定品目販売業者の取り扱う劇物)

第四条の三 法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、別表第二に掲げる劇物とする。

(製造所等の設備)

第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。

イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等の外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他容器用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。

ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第一号から第四号までの規定を準用する。
(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 製造所、営業所又は店舗の名称
- 三 毒物劇物取扱責任者の氏名及び住所
(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 法第六条の二第一項の許可申請書は、別記第六号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。)に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 申請者の履歴書
- 二 研究所の設備の概要図
- 三 法第六条の二第三項第一号又は第二号に該当するかどうかに関する医師の診断書

四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。)第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

(法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者)

第四条の七 法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第四条の九 特定毒物研究者の許可証は、別記第七号様式によるものとする。
(特定毒物研究者の記載事項)

第四条の十 特定毒物研究者名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 特定毒物研究者の氏名及び住所
- 三 主たる研究所の名称及び所在地
- 四 特定毒物を必要とする研究事項
- 五 特定毒物の品目
- 六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日
(毒物劇物取扱責任者に関する届出)

第五条 法第七条第三項の届出は、別記第八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。
2 前項の届書には、別記第八号様式による届書を提出する市や区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

1 薬剤師免許証の写し、法第八条第一項第二号に規定する学校を卒業したことを証する書類又は同項第三号に規定する試験に合格したことを証する書類
2 法第八条第一項第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書
3 法第八条第一項第四号に該当しないことを証する書類

4 雇用契約書の写しその他の毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類
5 毒物劇物取扱責任者として第十三条の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

3 前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、第一項中「別記第八号様式」とあるのは、「別記第九号様式」と読み替えるものとする。
(学校の指定)
4 雇用契約書の写しその他の毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類
5 毒物劇物取扱責任者として第十三条の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

3 前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。
(法第八条第二項第一号の厚生労働省令で定める者)
第六条の二 第四条の七の規定は、法第八条第二項第一号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(毒物劇物取扱者試験)

第七条 法第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験は、筆記試験及び実地試験とする。

2 筆記試験は、左の事項について行う。

一 毒物及び劇物に関する法規

二 基礎化学

三 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

方法

3 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

第八条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験を実施する期日及び場所を定めたときは、少くとも試験を行う一月前までに公告しなければならない。

第九条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験に合格した者に合格証を交付しなければならない。

（登録の変更の申請）

第十条 法第九条第二項において準用する法第四条第二項の登録変更申請書は、別記第十号様式によるものとする。

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

（營業者の届出事項）

第十条の二 法第十条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所、營業所又は店舗の名称
- 二 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）
- （特定毒物研究者の届出事項）

第十条の三 法第十条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主たる研究所の名称又は所在地
- 二 特定毒物を必要とする研究事項

四 主たる研究所の設備の重要な部分
（毒物劇物營業者及び特定毒物研究者の届出）

第十一條 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書（法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。）には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。（登録票又は許可証の書換え交付の申請書の様式）

第十二条の二 令第三十五条第二項の申請書は、別記第十二号様式によるものとする。

（登録票又は許可証の再交付の申請書の様式）

第十三条の三 令第三十六条第二項の申請書は、別記第十三号様式によるものとする。

（令第三十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者等）

第十四条の二 令第三十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物研究者の業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うために同項に規定する措置を講じることが必要な者とする。

2 前項の規定は、令第三十六条の五第二項の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。
（飲食物の容器を使用してはならない劇物）

第十五条の四 法第十二条第四項に規定する劇物は、すべての劇物とする。

（解毒剤に関する表示）

第十六条の五 法第十二条第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機燃化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、二一一ピリジルアルドキシムメチオ

ダイド（別名PAM）の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

第十七条の六 法第十二条第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかかるないように注意しなければならない旨
ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル一一・二ジクロルビニルホスフエイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨

四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

（農業用劇物の着色方法）
ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使ってよく洗うべき旨

四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

（農業用劇物の着色方法）
ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使ってよく洗うべき旨

(加鉛ガソリンの品質)

第十二条の四

令第七条に規定する厚生労働省令で定める加鉛ガソリンは、航空ピストン発動機用ガソリン、自動車排出ガス試験用ガソリン及びモーターオイル試験用ガソリンとする。

(定量方法)

第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本産業規格」という。K二二五五号（石油製品—ガソリン—鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。
(航空ピストン発動機用ガソリン等の着色)

第十二条の六 令第八条に規定する厚生労働省令で定める色は、赤色、青色、緑色又は紫色とする。

(防除実施の届出)

第十三条 令第十八条第二号又は第二十四条第二号の規定による届出は、別記第十四号様式による届書によるものとする。

(毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準等)

第十三条の二 令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるボータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 ボータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。
- 二 常用の温度において六百キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- 三 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。
- 四 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。
- 五 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。
- 六 ポータブルタンクの底に開口部がないこと。

第十三条の三 令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。
- 二 ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。
- 三 自藏式呼吸具を備えていること。

(交替して運転する者の同乗)

第十三条の四 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

一 一の運転者による連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中斷をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この号において同じ。）が、四時間（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定により指定を受けた道路をいう。）のサービスエリア又はパークリングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法第十一條第二号に定める施設をいう。）等に駐車又は停車できないため、やむを得ず一の運転者による連続運転時間が四時間を超える場合には、四時間三十分）を超える場合

二 （毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識）
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

令第四十条の五第二項第二号に規定する標識は、○・三メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。

第十三条の五 (毒物又は劇物を運搬する車両に備える保護具)

第十三条の六 令第四十条の五第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める保護具は、別表第五の上欄に掲げる毒物又は劇物ごとに下欄に掲げる物とする。

第十三条の七 令第四十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める数量は、一回の運搬につき千キログラムとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の八 令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて運送人の閲覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（令第四十条の六第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、運送人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、荷送人の使用に係る電子計算機と、運送人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 第十三条の九 令第四十条の六第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第二項各号に規定する方法のうち荷送人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(毒物劇物営業者等による情報の提供)

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一回につき「一百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合

二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならぬ。

一 文書の交付

二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス(一次元コードその他これに代わるものと含む。)及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 毒物又は劇物の別

三 名称並びに成分及びその含量

四 応急措置

五 火災時の措置

六 漏出時の措置

七 取扱い及び保管上の注意

八 暴露の防止及び保護のための措置

九 物理的及び化学的性質

十 安定性及び反応性

十一 毒性に関する情報

十二 廃棄上の注意

十三 輸送上の注意

(令第四十一条第三号に規定する内容積)

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。(身分を示す証票)

第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

(登録が失効した場合等の届書)

第十五条 法第十八条第一項の規定による登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

第十六条 削除

第十七条 法第二十一条第一項の規定による登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、別記第十七号様式による届書によるものとする。(業務上取扱者の届出等)

第十八条 法第二十二条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、事業場の名称とする。

2 法第二十二条第一項及び第二項に規定する届出は、別記第十八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

3 法第二十二条第三項に規定する届出は、別記第十九号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

4 第五条(第二項第五号を除く。)の規定は、法第二十二条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出について準用する。この場合において

第五条第一項中「法第七条第三項」とあるのは、「法第二十二条第四項において準用する法第七条第三項」と、同条第三項中「毒物劇物営業者」とあるのは、「法第二十二条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物)

第十八条の二 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、すべての毒物及び劇物とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)
事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 一 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 三 その他必要な事項

(電磁的記録媒体による手続)

第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

第一条第一項	別記第一号様式による登録申請書
第二条第一項	別記第二号様式による登録申請書
第四条第一項	別記第四号様式による登録更新申請書
第四条第二項	別記第五号様式による登録更新申請書
第五条第一項	別記第八号様式による届書
第五条第三項において準用する同条第一項	別記第九号様式による届書
第十一条第一項	別記第十号様式による登録変更申請書
第十一條第一項	別記第十一号様式による届書
第十一條の二	別記第十二号様式による申請書
第十一條の三	別記第十三号様式による申請書

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第二十一条 第二十条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日又は届出年月日

(権限の委任)

第二十二条 法第二十三条の三第一項及び令第三十六条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うこととを妨げない。

- 一 法第十九条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二 法第二十二条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限
- 三 法第二十二条第六項に規定する権限
- 四 法第二十三条の二第一項に規定する権限

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。

2 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）第二条第三項に規定する実業学校は、第六条に規定する学校とみなす。

3 当分の間、特定品目販売業の登録を受け、別表第二十九号に掲げる劇物（内燃機関用に使用されるものであつて、厚生労働大臣が定める方法により着色されたものに限る。以下「内燃機関用メタノール」という。）のみを販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する者については、第四条の三の規定にかかわらず、法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、内燃機関用メタノールとする。この場合において、当該販売業者の店舗においてのみ法第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者の業務を行うことのできる者に係る特定品目毒物劇物取扱者試験についての第七条第二項第三号及び同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「別表第一に掲げる劇物」とあるのは、「附則第三項に規定する内燃機関用メタノール」とする。

附 則（昭和二六年四月二〇日厚生省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年一〇月一日厚生省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

毒物又は劇物の指定等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第二十四号）は、廃止する。

附 則（昭和二十九年七月一日厚生省令第三五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月一日から適用する。

附 則（昭和三十一年一〇月一日厚生省令第二四号）

（施行期日）
この省令は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百六十二号）の施行の日（昭和三十年十月一日）から施行する。

2 この省令の施行前に交付された改正前の別記第三号様式による毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票は、この様式に相当する改正後の毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票とみなす。

附 則（昭和三十一年六月一二日厚生省令第二〇号）

（経過規定）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中燐化亜鉛を含有する製剤に関しては、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年三月二〇日厚生省令第九号）抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び別表第二の改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年一月九日厚生省令第一号）抄

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年七月二七日厚生省令第四〇号）

（施行期日）この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日厚生省令第一一号）抄

（施行期日）この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日厚生省令第一一号）抄

（施行期日）この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一七日厚生省令第二五号）

（施行期日）この省令は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附 則（昭和四七年七月二〇日厚生省令第三九号）

この省令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和四九年五月二十四日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和四十九年六月三日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月二十五日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一二月一九日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年七月三〇日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月二四日厚生省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年七月三〇日厚生省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月二五日厚生省令第五九号）

この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二〇日厚生省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年三月二九日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

附 則（昭和五八年二二月二一日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年三月二六日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年三月二二日厚生省令第一四号）抄

この省令は、昭和五十九年三月二二日厚生省令第一四号抄
抄
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一六日厚生省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一一日厚生省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第三号に定める日（昭和六十一年八月十一日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月一七日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二九日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一月一一日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月三〇日厚生省令第五五号）

			この省令は、公布の日から施行する。
3	2	1	附 則 （平成元年三月一七日厚生省令第九号）抄
			この省令は、公布の日から施行する。
			この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
			この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
			この省令による改正後の省令の規定にかかるはず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
			この省令は、平成二年二月一七日厚生省令第三号）
			この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成二年九月一一日厚生省令第五〇号）
			この省令は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成三年四月五日厚生省令第二七号）
			この省令は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成四年三月二一日厚生省令第九号）
			この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成四年十月三十日から施行する。
			この省令は、平成五年三月一九日厚生省令第七号）
			この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定については、公布の日から施行する。
			この省令は、平成五年九月一六日厚生省令第六〇号）
			この省令は、平成四年十月三十日から施行する。
			この省令は、平成六年二月二八日厚生省令第六号）
			この省令は、平成六年四月一日から施行する。
			この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
			この省令は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成六年四月二八日厚生省令第三五号）
			この省令は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成六年九月一九日厚生省令第五九号）
			この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十八号並びに同表劇物の項第五号の三及び第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成七年四月一四日厚生省令第三〇号）
			この省令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成七年九月二二日厚生省令第五一号）
			この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の七の改正規定（同号を同項第十一号の八とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成八年三月二十五日厚生省令第一号）
			この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号、第十一号の八、第十七号の三及び第五十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。
			この省令は、平成八年三月二八日厚生省令第二一号）
			（施行期日）
		1	この省令は、公布の日から施行する。
			（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
			この省令の施行の際第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとする。
			この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
			この省令は、平成八年一二月二二日厚生省令第六三号）
			この省令は、平成八年十二月一日から施行する。

附 則（平成九年三月五日厚生省令第九号）

この省令は、平成九年三月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成九年三月二十四日厚生省令第一七号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一月二一日厚生省令第八三号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五日厚生省令第五六号）

（経過措置）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第五号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

（経過措置）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月一一日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第十二条及び別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年十二月三十一日厚生省令第三九号）

（施行期日）
この省令は、平成十一年十二月三十一日までに施行する。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）
この省令は、平成十二年十月五日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄
(施行期日)

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附 則 (平成一四年三月二十五日厚生労働省令第三〇号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月一七日厚生労働省令第一五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三一日厚生労働省令第五号)

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。ただし、第二十二条、第二十三条及び第二十八条の改正規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一七日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一一号)

(施行期日)抄

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)抄

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月二五日厚生労働省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二一日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二八日厚生労働省令第一五号)

(施行期日)抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月一五日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、平成十九年十二月二十五日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月二〇日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年四月八日厚生労働省令第一〇二号)

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一五日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月一〇日厚生労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一四日厚生労働省令第一三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（平成二十三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二四年九月二〇日厚生労働省令第一三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月二一日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則（平成三〇年六月一九日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日厚生労働省令第一二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成三〇年一一月一九日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一七号）

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和四年六月三日厚生労働省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月二九日厚生労働省令第九一号）

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第1条関係)

毒物劇物 製造業 登録申請書
輸入業

製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 の登録を申請します。
輸入業

年 月 日

住所 法人にあつては、主たる事務所
の所在地
 氏名 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第2号様式(第2条関係)

一般販売業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
特定品目販売業

店舗の所在地及び 名称	
備 考	

一般販売業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
特定品目販売業

年　月　日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
 氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第3号様式(第3条関係)

登録番号第 号

毒物劇物製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)登録票

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所(営業所又は店舗)の所在地

製造所(営業所又は店舗)の名称

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記第4号様式(第4条関係)

毒物劇物 製造業
輸入業 登録更新申請書

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業
輸入業 の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所 〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、名称及び代表
者氏名〕

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第5号様式(第4条関係)

一般販売業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書
特定品目販売業

登録番号及び登録年月日	
店舗の所在地及び名称	
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	
備考	

一般販売業
上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
特定品目販売業

年　月　日

住所
法人にあつては、主たる事務所の所在地
 氏名
法人にあつては、名称及び代表者の氏名

都道府県知事
保健所設置市市長　　殿
特別区区長
(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業については、その旨を備考欄に記載すること。

別記第6号様式(第4条の6関係)

特定毒物研究者許可申請書

申請者の欠格条項	法第19条第4項の (1) 規定により許可を取り消されたこと
	毒物若しくは劇物又は薬事に関する (2) 罪を犯し、又は罰金以上の刑に処せられたこと
主たる研究所の所在地及び名稱	
特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目	
備考	

上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

年　月　日

住所

氏名

都道府県知事　　殿
指定都市の長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 申請者の欠格条項の(1)欄及び(2)欄には、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を記載すること。

別記第7号様式(第4条の9関係)

許可番号第 号

特 定 毒 物 研 究 者 許 可 証

住所

氏名

主たる研究所の所在地

主たる研究所の名称

毒物及び劇物取締法第6条の2の規定により許可された特定毒物研究者であることを証

明する。

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長

印

別記第8号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者設置届

業務の種別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名称	
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
	資格	
備考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者氏名〕

都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第9号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者変更届

業務の種別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所在地	
	名称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住所	
	氏名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住所	
	氏名	
	資格	
変更年月日		
備考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年　月　日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕

氏名
〔法人にあつては、名称及び代表
者氏名〕

都道府県知事
 保健所設置市市長　　殿
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第10号様式(第10条関係)

毒物劇物 製造業 登録変更申請書
輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在 地		
	名 称		
新たに製造(輸入)する品目		類 別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備 考			

上記により、毒物劇物 製造業 の登録の変更を申請します。
輸入業

年 月 日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第11号様式の(1)(第11条関係)

変更届

業務の種別					
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日					
製造所(営業所、店舗、主たる研究所)	所在地				
	名称				
変更内容	事項	変更前	変更後		
変更年月日					
備考					

上記により、変更の届出をします。

年月日

住所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者氏名〕都道府県知事
指定都市の長
保健所設置市市長
特別区区長

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

別記第11号様式の(2)(第11条関係)

廃止届

業務の種別		
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業所、店舗、主たる研究所)	所在地	
	名称	
廃止年月日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保管 又は処理の方法		
備考		

上記により、廃止の届出をします。

年月日

住所 法人にあつては、主たる事務所
の所在地
 氏名 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

別記第12号様式(第11条の2関係)

登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造所(営業所、店舗、主たる研究所)	所在	地	
	名	称	
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

製造業
輸入業

上記により、毒物劇物一般販売業登録票の書換え交付を申請します。

農業用品目販売業
特定品目販売業

特定毒物研究者許可証

年月日

住所 法人にあつては、主たる事務所
の所在地
 氏名 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名

都道府県知事
 指定都市の長
 保健所設置市市長
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第13号様式(第11条の3関係)

登録票(許可証)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業所、店舗、主たる研究所)	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備考		

製造業
輸入業

上記により、毒物劇物一般販売業 登録票の再交付を申請します。

農業用品目販売業

特定品目販売業

特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 法人にあつては、主たる事務所
の所在地氏名 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第14号様式(第13条関係)

害虫防除実施届

防除実施の目的		
防除実施の日時及び区域		
使用薬剤	品名	
	予定数量	
指導員	氏名	
	資格	
備考		

上記により、害虫防除の実施の届出をします。

年　月　日

住所
〔使用者団体の代表者の住所〕
氏名
〔使用者団体の名称及びその代表者の氏名〕

保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 防除実施の日時及び区域欄の記載に当たつては、日時と区域との関連を明らかにすること。
- 4 指導員の資格欄には、指導員が毒物及び劇物取締法施行令第18条第1号イからまで及び同令第24条第1号イからまでのいずれに該当するかを記載すること。

別記第15号様式(第14条関係)

表

第 号
毒物劇物監視員 身 分 証 明 書
所属庁 氏名
年 月 日生
年 月 日発行
写
真
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、 指定都市、保健所設置市又は特別区) 

裏

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)抜すい (立入検査等)
<p>第18条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第11条第2項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。</p> <p>3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</p> <p>第23条の2 第18条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

別記第16号様式(第15条関係)

番 号		番 号	
収 去 証 控		収 去 証	
1	被収去者の住所	1	被収去者の住所
2	被収去者の氏名	2	被収去者の氏名
3	収去品名	3	収去品名
4	収去数量	4	収去数量
5	収去目的	5	収去目的
6	収去日時	6	収去日時
7	収去場所	7	収去場所
年 月 日		年 月 日	
収去者 氏 名		所属庁	
備考		収去者 氏 名 ^印	

↑
210mm
↓
148mm

別記第17号様式(第17条関係)

特定毒物所有品目及び数量届書

登録(許可)の失効等の年月日	
登録(許可)の失効等の事由	
特定毒物の品目及び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

年　　月　　日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者　の氏名〕

都道府県知事
指定都市の長
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第18号様式(第18条関係)

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第41条第号に規定する事業
	名称	
	所在地	
取扱品目		
備考		

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

年 月 日

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事
 保健所設置市市長 殿
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第19号様式の(1)(第18条関係)

変更届

事業場	種類	令第41条第号に規定する事業				
	名称					
	所在地					
取扱品目						
変更内容	事項	変更前		変更後		
変更年月日						
備考						

上記により、変更の届出をします。

年月日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、その〕

〔名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第19号様式の(2)(第18条関係)

廃止届

	種類	令第41条第 号に規定する事業
事業場	名称	
	所在地	
取扱品目		
廃止年月日		
廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法		
備考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所
 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名
 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

都道府県知事
 保健所設置市市長 殿
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別表第一（第四条の二関係）

毒物

- 一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。
- 一の二 O—エチル—O—(二—イソブロボキシカルボニルフエニル)—N—イソブロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—O—(二—イソブロボキシカルボニルフエニル)—N—イソブロピルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
- 一の三 O—エチル—S—S—ジプロピル（ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—S—S—ジプロピル（ホスホロジチオアート五%以下を含有するものを除く。
- 二 エチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E.P.N）及びこれを含有する製剤。ただし、エチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五%以下を含有するものを除く。
- 三 及び四 削除
- 五 削除 紺青及びこれを含有する製剤。
- 六 無機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ フエリシン塩及びこれを含有する製剤
- ロ ハフェニカルボニルチオアミド（エチルチオエチル）—ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 七 ハフェニカルボニルチオアミド（エチルチオエチル）—ジチオホスフエイト五%以下を含有する製剤
- 七の二 削除
- 七の三 ジエチル—(一・三—ジチオシクロベンチリデン)—チオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
- 八 ジエチル—四—メチルスルフィニルフエニル—チオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—四—メチルスルフィニルフエニル—チオホスフエイト三%以下を含有するものを除く。
- 九 二・三—ジシアノ—一・四—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三—ジシアノ—一・四—ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。
- 十 削除
- 十の二 二—ジフエニルアセチル—一・三—インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二—ジフエニルアセチル—一・三—インダンジオン○・〇〇五%以下を含有するものを除く。
- 十一 削除
- 十二 ジメチル—(ジエチルアミド—一—クロルクロトニル)—ホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 十三 一・一、—ジメチル—四・四、—ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジエチル—(一・三—ジチオシクロベンチリデン)—チオホスホルアミド
- 十三の二 二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート五%以下を含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—一・三—ベ
- ンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート五%以下を含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—一・三—ベ
- 十四 及び十五 削除
- 十六 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル||(Z)|—(R.S・S.R.S)|—三|—(二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロペニル)|—二—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル||(Z)|—(R.S・S.R.S)|—三|—(二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロペニル)|—二—二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十六の二 ナラシン、その塩類及びこれらとのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。
- 十七 ニコチン、その塩類及びこれらとのいずれかを含有する製剤
- 十八 S・S—ビス（一—メチルプロピル）||O—エチル||ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・S—ビス（一—メチルプロピル）||O—エチル||
- ホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
- 十八の二 ブチル||二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチルベンゾフラン—七—イル||N・N—ジメチル—N・N—チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 十九 ブチル||二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチルベンゾフラン—七—イル||N・N—ジメチル—N・N—チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 二十 フルオロスルフリル及びこれを含有する製剤
- 二十の二 ヘキサキス（B・D—ジメチルフエニル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤
- 二十の三 メチル—N—・N—ジメチル—N—【メチルカルバモイル】オキシ】—一—チオオキサムイミデート〇・八%以下を含有するものを除く。
- 二十の四 S—メチル—N—【(メチルカルバモイル)—オキシ】—チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S—メチル—N—【(メチルカルバモイル)—オ

二十一	モノフルオール酢酸並びにその塩類及びこれを含有する製剤
二十二	無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
二十三	アバメクチン一・八%以下を含有する製剤
劇物	二の二 L—「アミノ—四—〔(ヒドロキシ)(メチル)ホスファイノイル〕ブチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。
	一四—〔(ヒドロキシ)(メチル)ホスファイノイル〕ブチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一〇%以下を含有するものを除く。
	三 アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
	四—二—イソプロピルオキシフエニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二—イソプロピルオキシフエニル—N—メチルカルバメート一・五%以下を含有するものを除く。
	四の二 二—イソプロピルフエニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二—イソプロピルフエニル—N—メチルカルバメート一・五%以下を含有するものを除く。
	五一—イソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) 及びこれを含有する製剤。ただし、二—イソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト五% (マイクロカプセル製剤) については、三〇%以下を含有するものを除く。
五の二 削除	五の三 一—一—イミノジ (オクタメチレン) ジグアニジン (別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	五イ 一—一—イミノジ (オクタメチレン) ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤 (口に該当するものを除く。)
ロ	五の四 O—エチル—O—(二—イソプロポキシカルボニルフエニル)—N—イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソフエンホス) 五%以下を含有する製剤
六 削除	六の二 エチル—(ジエトキシチオホスホリルオキシ—五—メチルピラゾロ [一・五—a] ピリミジン—六—カルボキシラート (別名ピラゾホス) 及びこれを含有する製剤
七 削除	七の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスホルアミド (別名イソフエンホス) 五%以下を含有する製剤
	七の三 O—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート (別名エトブロホス) 五%以下を含有する製剤。ただし、O—エチル—S—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
	七の四 二—エチル—三・七—ジメチル—六—〔四—(トリフルオロメトキシ) フエノキシ〕—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
	七の五 二—エチルチオメチルフエニル—N—メチルカルバメート (別名エチオフエンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフエニル—N—メチルカルバメート一%以下を含有するものを除く。
	八 エチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) 一・五%以下を含有する製剤
	八の二 O—エチル—S—プロピル—〔(二—E) ——(シアノイミノ) —三—エチルイミダゾリジン—一—イル〕ホスホノチオアート (別名イミシアホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—S—プロピル—〔(二—E) ——(シアノイミノ) —三—エチルイミダゾリジン—一—イル〕ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
	八の三 エチル—(Z)—三—〔N—ベンジル—N—〔メチル—(一—メチルチオエチリデン)アミノオキシカルボニル〕アミノ〕チオ (アミノ) チオアート (別名エチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) 五%以下を含有する製剤。ただし、O—エチル—O—(Z)—三—〔N—ベンジル—N—〔メチル—(一—メチルチオエチリデン)アミノオキシカルボニル〕アミノ〕チオアート (別名エチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) 五%以下を含有するものを除く。
	八の四 O—エチル—O—四—メチルチオエニル—S—プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—O—四—メチルチオエニル—S—プロピルジチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
	八の五 O—エチル—S—メチルプロピル—〔(二—オキソ—三—チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—S—メチルプロピル—〔(二—オキソ—三—チアゾリジニル) ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
	九 エチレンクロルヒドリン及びこれを含有する製剤
	九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二%以下を含有するものを除く。
	十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
十の二 (C ₂ R—S—C ₃ R—四S) —七—オキサビシクロ (二—二—一) ヘプタン—一—三—ジカルボン酸 (別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(C ₂ R—S—C ₃ R—四S) —七—オキサビシクロ (二—二—一) ヘプタン—一—三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。	
十の三 二—クロロエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤	十の四及び十の五 削除
十の六 二—クロル—一—(二—四—ジクロルフエニル) ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤	十一 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
十一の二 四—クロロ—三—エチル—一—メチル—N—〔四—(バラトリルオキシ) ベンジル〕ピラゾール—五—カルボキサミド及びこれを含有する製剤	十一の三 五—クロロ—N—〔二—(四—(二—エトキシエチル) —二・三—ジメチルエノキシ) エチル〕—六—エチルピリミジン—四—アミン (別名ピリミジフエン) 及びこれを含有する製剤。ただし、五—クロロ—N—〔二—(四—(二—エトキシエチル) —二・三—ジメチルエノキシ) エチル〕—六—エチルピリミジン—四—アミン四%以下を含有するものを除く。

十一の四 トランス—N—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N、—シアノ—N—メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、トランス—N—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N、—シアノ—N—メチルアセトアミジン二%以下を含有するものを除く。

十一の五 一—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン（別名イミダクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一—(六—クロロ—三—ピリジルメチル)—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン二%（マイクロカブセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除く。

十一の六 三—(六—クロロピリジン—三—イルメチル)—一—三—チアゾリジン—二—イリデンアンアミド（別名チアクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三—(六—クロロピリジン—三—イルメチル)—一—三—チアゾリジン—二—イリデンアンアミド三%以下を含有するものを除く。

十一の七 (R S)—[O—(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル=O—エチル=S—プロピル=ホスホロチオアート]六%以下を含有するものを除く。

十一の八 四—クロロ—二—フルオロ—五—[(R S)—(二—ニ—二—二—トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニルリ五—[(トリフルオロメチル)チオ]ベンチルリエーテル（別名フルペンチオフェノツクス）及びこれを含有する製剤。

十一の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の十 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

(1) 五—アミノ—(二—六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル)—四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—ニカルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤。

(2) 五—アミノ—(二—六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル)—三—シアノ—四—トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール（別名ファイプロニル）一%（マイクロカブセル製剤にあつては、五%）以下を含有する製剤。

四—アルキル安息香酸シアノフエニル及びこれを含有する製剤。

四—アルキル—四—シアノフエニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤。

五—アルキル—二—(四—シアノフエニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤。

四—アルキルシクロヘキシル—四—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤。

五—(四—アルキルフェニル)—二—(四—シアノフエニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤。

四—アルコキシ—四—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤。

四—イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

四—[トランス—四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

四—[五—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)—二—(ピリミジニル)]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

四—(トランス—四—エチルシクロヘキシル)—二—フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

四—(二—(エトキシ)エトキシ)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

四—[トランス—四—(エトキシメチル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤。

三—(オクタデセニルオキシ)プロピオノニトリル及びこれを含有する製剤。

オレオニトリル及びこれを含有する製剤。

カブリニトリル及びこれを含有する製剤。

二—(四—クロル—六—エチルアミノ—S—トリアジン—二—イルアミノ)—二—メチル—プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤。

四—クロロ—二—シアノ—N—N—ジメチル—五—バラ—トリルイミダゾール—二—スルホニアミド及びこれを含有する製剤。

三—クロロ—四—シアノフエニル—四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤。

- (25) 三一クロロ一四一シアノフェニル＝四一プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 (26) 一—(三一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロビラゾロ「一・五-a」ピリジン—一—イル) —五—「メチル(プロブ—一イン—一イル) アミノ」—一H—ピラゾール—四一カルボニトリル(別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤
 (27) 一—(三一クロロ—二—ビリジル) —四—一シアノ—二—メチル—六、—(メチルカルバモイル) —三—「[五—(トリフルオロメチル) —二H—一・二・三・四一テトラゾール—一—イル」メチル] —一H—ピラゾール—五—カルボキサニド及びこれを含有する製剤
 (28) 二—(四一クロロフェニル) —二—(—H—一・二・四一トリアゾール—一—イルメチル) ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル) 及びこれを含有する製剤
 (29) (R S) —四—(四一クロロフェニル) —一—フエニル—一—(—H—一・二・四一トリアゾール—一—イルメチル) ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
 (30) 高分子化合物
- (31) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
 (32) N—(—シアノエチル) —一・三一ビス(アミノメチル) ベンゼン、N・N'—ジ(—シアノエチル) —一・三一ビス(アミノメチル) ベンゼン及びN・N・N'—トリ(—シアノエチル) —一・三一ビス(アミノメチル) ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
 (33) (R S) ——(—シアノ—N—「(R) ——(二・四一ジクロロフェニル) エチル) —三・三一ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト) 及びこれを含有する製剤
 (34) 二—シアノ—三・三一ジフェニルプロパ—二—エン酸—エチルヘキシリエステル及びこれを含有する製剤
 (35) N—(—シアノ—一・二—ジメチルプロピル) —二—(—四一ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
 (36) N—[(R S) —シアノ(チオフェン—一—イル) メチル] —四—エチル—一—(エチルアミノ) —一・三一チアゾール—五—カルボキサミド(別名エタボキサム) 及びこれを含有する
 製剤
 (37) 四、—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—エチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (38) 四、—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—(トランス—四—プロピルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (39) 四—シアノ—四、—ビフェニリル=四—(トランス—四—プロピルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (40) 四—シアノ—四—ビフェニリル=四—ヘプチル—四—ビフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (41) 四、—シアノ—四—ビフェニリル=トランス—四—(トランス—四—ベンチルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (42) 四—シアノ—四、—ビフェニリル=四—(トランス—四—ベンチルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (43) 四—シアノ—四、—ビフェニリル=トランス—四—ベンチルシクロヘキシル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (44) 四—シアノ—四、—ビフェニリル=トランス—四—ベンチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (45) 四—シアノ—四、—ビフェニル=トランス—四—ベンチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (46) 四—シアノ—四、—ビフェニル=四—(トランス—四—ベンチルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 (47) (E) ——(—(四—シアノフェニル) ——[三—(トリフルオロメチル) フエニル] エチリデン) —N—「四—(トリフルオロメトキシ) フエニル」ヒドラジンカルボキサミドと
 (Z) ——(—(四—シアノフェニル) ——[三—(トリフルオロメチル) フエニル] エチリデン) —N—「四—(トリフルオロメトキシ) フエニル」ヒドラジンカルボキサミドとの
 混合物((E) ——(—(四—シアノフェニル) ——[三—(トリフルオロメチル) フエニル] エチリデン) —N—「四—(トリフルオロメトキシ) フエニル」ヒドラジンカルボキサ
 ミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ——(—(四—シアノフェニル) ——[三—(トリフルオロメチル) フエニル] エチリデン) —N—「四—(トリフルオロメトキシ) フエニ
 ル」ヒドラジンカルボキサミド—〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤
 (S) —四—シアノフェニル=四—(—メチルブトキシ) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
 (R S) —シアノ—(三—フェノキシフェニル) メチル=一・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン) 一%以下を含有する製剤
 (R S) ——(—シアノ—三—フェノキシベンジル) =N—(—クロロ—α・α—トリフルオロメタリトリル) —D—バリナート(別名フルバリネート) 五%以下を含有する製剤
 α—シアノ—三—フェノキシベンジル=—(—ジクロロ—(—エトキシフェニル) ——シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン) 及びこれを含有する製剤
 (S) ——(—シアノ—三—フェノキシベンジル) =(—R・三R) —三—(—(—ジクロロビニル) ——(—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートと(R) ——(—シアノ—三—フ
 ェノキシベンジル) =(—S・三S) —三—(—(—ジクロロビニル) ——(—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートとの等量混合物) ○・八八%以下を含有する製剤

- (53) (S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三S) —二—二—ジメチル—三— (—二—二—二—テトラブロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン) ○・九%以下を含有する製剤
- (54) (S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (Z) — (—R・三S) —一—二—ジメチル—三— [— (—二—二—二—トリフルオロ—一—トリフルオロメチルエトキシカルボニル) ビニル] シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (55) (S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三R) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三R) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート九%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三R) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するものに限る。) ○%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (56) (R S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三R) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する (R S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三S) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有する
- (57) 製剤 (R S) — α —シアノ—三—フエノキシベンジル॥ (—R・三S) —二—二—ジメチル—三— (—二—メチル—一—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する
- (58) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (トランス—四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤)
- (59) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (エトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (60) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (トランス—四—ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (61) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (62) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤)
- (63) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (トランス—四—ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (64) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤)
- (65) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (66) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (67) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (68) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (69) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (70) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (71) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (72) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (73) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (74) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (75) 四—シアノ—三—フルオロフエニル॥ 四— (ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (76) 四—ジエチル—O— (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名ニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (77) トランス— (—二—シアノ—二—メトキシイミノアセチル) —三—エチルウレア (別名ホキシム) 及びこれを含有する製剤
- (78) トランス— (—二—シアノ—二—メトキシイミノアセチル) —三—エチルウレア (別名シモキサニル) 及びこれを含有する製剤
- (79) トランス— (—二—ジアミノ—二—ジシアノアントラキノン) 及びこれを含有する製剤
- (80) トランス— (—四—ジオキソピロロ [三・四—c] ピロール—三・六—ジイル) ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (81) 二・六—ジフルオロ—四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (113) (112) (110) (111) (110) (109) (108) (107) (106) (105) (104) (103) (102) (101) (100) (99) (98) (97) (96) (95) (94) (93) (92) (91) (90) (89) (88) (87) (86) (85) (84) (83) (82)
- 四一「二・三一（ジフルオロメチレンジオキシ）フェニル」ピロール-三カルボニトリル（別名フルジオキソニル）及びこれを含有する製剤
- 三・七一ジメチル-二・六一オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- 三・七一ジメチル-六一オクテニニトリル及びこれを含有する製剤
- 三・七一ジメチル-二・六一オナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- 三・七一ジメチル-三・六一ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- 四・八一ジメチル-七一ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- ジメチルパラシアンフェニル-チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- N-（ α ・ ω -ジメチルベンジル）-二シアノ-二フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- 四・四一ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- 三・五一ジヨード-四一オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- 染料
- テトラクロル-メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- トリチオシクロヘプタジエン-一三・四・六・七一テトラニトリル-一五%以下を含有する燻蒸剤
- 二一トリデセンニトリルと三一トリデセンニトリルとの混合物（二一トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三一トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。）及びこれを含有する製剤
- 二・二・三一トリメチル-三一シクロベンテンアセトニトリル-〇%以下を含有する製剤
- バラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- 一・二一ビス（N-シアノメチル-N・N-ジメチルアンモニウム）エタン-ニジクロリド及びこれを含有する製剤
- 二一ヒドロキシ-五一ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一（トランス-四一ビニルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 三一ビリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- ブチルII（R）-二-「四一（四一シアノ-二フルオロフェノキシ）フェノキシ」プロピオナート（別名シハロホツプロチル）及びこれを含有する製剤
- トランス-四一（五一ブチル-一・三一ジオキサン-二-イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一（トランス-四一（トランス-四一ブチルシクロヘキシル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一ブチル-二・六一ジフルオロ安息香酸四一シアノ-三一フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- （E）-二-「（四一ターシヤリーブチルフェニル）-二-シアノ-一-（一・三・四一トリメチルピラゾール-五-イル）ビニルII-二-ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフエン）及びこれを含有する製剤
- トランス-四一ブチル-トランス-四一-ブチル-トランス-一-、-ビシクロヘキサン-四一カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一-「トランス-四一（三一ブテニル）シクロヘキシル」-四一ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一（トランス-四一（三一ブテニル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ-四一（トランス-四一エチルシクロヘキシル）シクロヘキシルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- （Z）-二-「二-フルオロ-五-（トリフルオロメチル）フェニルチオ」-二-「三-（二-メトキシフェニル）-一-・三-チアゾリジン-一-イリデン」アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤

(146) (145) (144) (143) (142) (141) (140) (139) (138) (137) (136) (135) (134) (133) (132) (131) (130) (129) (128) (127) (126) (125) (124) (123) (122) (121) (120) (119) (118) (117) (116) (115) (114)

二一フルオロ一四一「トランス一四一（トランス一四一プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二一フルオロ一四一「トランス一四一プロピルシクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

三一フルオロ一四一「トランス一四一（三一メトキシプロピル）シクロヘキサン」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二一フルオロ一四一（トランス一四一ベンチルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

二一フルオロ一四一「トランス一四一（三一メトキシプロピル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

トランス一四一（五一プロピル一一・三一ジオキサン一一イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（トランス一四一プロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（トランス一四一プロピルトランス一一・一ビシクロヘキサン一四一イル）エチル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（一一プロペニル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

三一ブロモ一一（三一クロロピリジン一一イル）一N一「四一シアノ一一メチル一六一（メチルカルバモイル）フェニル」一H一ピラゾール五一カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤

四一ブロモ一一（ブロモメチル）グルタロニトリル及びこれを含有する製剤

三一（シス一三一ヘキセニロキシ）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

四一（五一（トランス一四一ヘプチルシクロヘキシル）一一ピリミジニル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

ベンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤

トランス一四一（五一ベンチル一一・三一ジオキサン一一イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（トランス一四一ベンチルシクロヘキシル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（五一（トランス一四一ベンチルシクロヘキシル）一一ピリミジニル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一ベンチル一二・六一ジフルオロ安息香酸四一シアノ一三一フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤

四一【（E）一三一ベンテニル】安息香酸四一シアノ一三一五一ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（四一ベンテニル）シクロヘキシル）一四一ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（一一ベンテニル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（三一ベンテニル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

ミリストニトリル及びこれを含有する製剤

メタジシアヌベンゼン及びこれを含有する製剤

メチル（E）一一「二一（六一（二一シアノフェノキシ）ピリミジン一四一イルオキシ）フェニル」一三一メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤

三一メチル一一ノネニトリル及びこれを含有する製剤

三一メチル一一ノネニトリル及びこれを含有する製剤

二一メトキシエチル（R S）一一（四一t一ブチルフェニル）一一（シアノ一三一オキソ一三一（一一トリフルオロメチルフェニル）プロパノアート（別名シフルメトフェン）及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（メトキシプロピル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

四一（トランス一四一（メトキシメチル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

ラウロニトリル及びこれを含有する製剤

- 十三 削除
 十二 シアン酸ナトリウム
 十三の二 二-ジエチルアミノ-六-メチルビリミジル-四-ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 十四 ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有する製剤
 十四の二 ジエチル-S-(二-オキソ-六-クロルベンゾオキサゾロメチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(二-オキソ-六-クロルベンゾオキサゾロメチル)及びこれを含有する製剤。
 十四の三 O-O-ジエチル-O-(二-キノキサリニル)-O(二-キノキサリニル)及びこれを含有する製剤
 十五 ジエチル-四-クロルフェニルメルカブトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 十五の二 削除
 十五の三 ジエチル-(-四-ジクロルフェニル)-二-クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(-四-ジクロルフェニル)-二-クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
 十六 ジエチル-(-四-ジクロルフェニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(-四-ジクロルフェニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 を除く。
 十七 削除
 十七の二 ジエチル-(-三-ジチオシクロベンチリデン)-チオホスホラミド5%以下を含有する製剤
 十七の三 ジエチル-(-三-五-六-トリクロル-(-ピリジルチオホスフェイト)-%)
 マイクロカブセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。
 十七の四 ジエチル-(-五-フエニル-(-イソキサゾリル))-チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(-五-フエニル-(-イソキサゾリル))-チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
 十七の五 削除
 十七の六 ジエチル-四-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト三%以下を含有する製剤
 十七の七 削除
 十七の八 一-三-ジカルバモイルチオ-(-N-N-ジメチルアミノ)-プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一-三-ジカルバモイルチオ-(-N-N-ジメチルアミノ)-プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
 十八 削除
 十八の二 ジ(-クロリソプロピル)-エーテル及びこれを含有する製剤
 十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
 十九の二 二-四-ジクロロ-(-トリフルオロ-(-四-トロメタトルエンスルホンニアリド)-)・三%以下を含有するものを除く。
 二十 一-トリフルオロ-(-四-トロメタトルエンスルホンニアリド)-・三%以下を含有する製剤
 二十一 から二十四まで 削除
 二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。
 二十四の三 二-三-ジヒドロ-(-二-ジメチル-七-ベング-[b]-フラニル)-N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤
 二十五 二-(-ジビリジリウム)-(-エチレンジブロミド及びこれを含有する製剤
 二十五の二 二-ジフェニルアセチル-(-三-インダンジオン)-〇〇五%以下を含有する製剤
 二十五の三 三-(-ジフルオロメチル)-(-メチル-N-)(三R)-(-)-(-三-トリメチル-(-二-三-ジヒドロ-(-H-インデン-(-四-イル))-(-H-ピラゾール-(-四-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三-(-ジフルオロメチル)-(-メチル-N-)(三R)-(-)-(-三-トリメチル-(-二-三-ジヒドロ-(-H-インデン-(-四-イル))-(-H-ピラゾール-(-四-カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。
 二十五の四 ジプロピル-(-四-メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
 二十六から二十八まで 削除
 二十八の二 二-ジメチルアミノ-(-五-六-ジメチルビリミジル)-四-N-N-ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
 二十八の三 五-ジメチルアミノ-(-二-三-トリチアン)として三%以下を含有するものを除く。
 三十九 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 三十一 ジメチル-(-二-ジクロルビニルホスフェイト(別名DVP)及びこれを含有する製剤
 三十二 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く。

- 三十二の二 三—ジメチルジチオホスホリル—S—メチル—五一メトキシ—一・三・四—チアジアゾリン—二—オン及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。
- 三十二の三 二—二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル||N—[N—(二—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピルスルフエナモイル]—N—メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。
- 三十三の二 及び三十三の三 削除
- 三十三の四 三・五—ジメチルエニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート五%以下を含有するものを除く。
- 三十四 ジメチルタリルイミドメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 三十四の二 二—二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート（別名ベンダダイオカルブ）五%以下を含有する製剤
- 三十五 ジメチルメチルカルバミルエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジメチル—(N—メチルカルバミルメチル) —ジチオホスフエイト（別名ジメトエート）及びこれを含有する製剤
- 三十六の二 O—O—ジメチル—O—(三—メチル—四—メチルスルフィニルエニル) —チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 三十七 ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフェニルチオホスフエイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 三—(ジメトキシホスファニルオキシ) —N—メチル—シス—クロトナミド及びこれを含有する製剤
- 三十八から四十一まで 削除
- 四十一の二 二—チオ—三・五—ジメチルテトラヒドロ—一・三・五—チアジアジン及びこれを含有する製剤
- 四十二 削除
- 四十三 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 四十三の二 削除
- 四十三の三 (S)—二—三・五・六—テトラヒドロ—六—フエニルイミダゾ「二・一—b」チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)—二—三・五・六—テトラヒドロ—六—フエニルイミダゾ「二・一—b」チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。
- 四十三の四 二—三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル|| (Z) —(—R S・三 R S) —三—(二—クロロ—三・三—トリフルオロ—一—プロペニル) —二—二—ジメチルシリコロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）一・五%以下を含有する製剤
- 四十三の五 三・七・九・一三—テトラメチル—五・一—ジオキサ—二・八・一四—トリチア—四・七・九・一二—テトラアザベンタデカ—三・一二—ジエン—六・一〇—ジオン（別名チオジカルブ）及びこれを含有する製剤
- 四十三の六 二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン一〇%以下を含有するものを除く。
- 四十四 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 四十五 削除
- 四十六 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものを除く。
- 四十六の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものをお除く。
- 四十七 S・S—ビス(—メチルプロピル) =O—エチル=ホスホロジチオアート（別名カズサホス）一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S—ビス(—メチルプロピル) =O—エチル=ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 四十八及び四十九の二 削除
- 四十八の三 二—ヒドロキシ—四—メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二—ヒドロキシ—四—メチルチオ酪酸○・五%以下を含有するものを除く。
- 四十九 削除
- 四十九の二 二—(フェニルパラクロルフェニルアセチル) —一・三—インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二—(フェニルパラクロルフェニルアセチル) —一・三—インダンジオン○・○二五%以下を含有するものを除く。
- 四十九の三 一—t—ブチル—三—(二・六—ジイソプロピル—四—フエノキシフェニル) チオウレア（別名ジアフエンチウロン）及びこれを含有する製剤
- 四十九の四 ブチル—二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチルベンゾフラン—七—イル||N・N—ジメチル—N・N—チオジカルバマート（別名フランカルブ）五%以下を含有する製剤
- 四十九の五 t—ブチル—(E) —四—(一・三—ジメチル—五—フエノキシ—四—ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t—ブチル—(E)
- 四十九の六 二—t—ブチル—五—(四—t—ブチルベンジルチオ) —四—クロロピリダジン—三(—H) —オン及びこれを含有する製剤
- 四十九の七 削除
- N—(四—t—ブチルベンジル) —四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—五—カルボキサミド（別名テブフェンピラド）及びこれを含有する製剤

五十	プラスチクサン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
五十一	プロムメチル及びこれを含有する製剤
五十一の二	二-(四-ブロモジフルオロメトキシフエニル)-N-(一メチルプロピル)-三-フエノキシベンジルエーテル(別名ハルフエンプロツクス)及びこれを含有する製剤。ただし、二-(四-ブロモジフルオロメトキシフエニル)-N-(一メチルプロピル)-三-フエノキシベンジルエーテル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
五十二	二-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
五十三から五十八の三まで	削除
五十八の四	メチルイソシアネート及びこれを含有する製剤
五十九	メチル-N-(二-(一-(四-クロロフエニル)-H-ビラゾール)-H-ビラゾール-三-イルオキシメチル)(N-メトキシン)カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N-(二-(一-(四-クロロフエニル)-H-ビラゾール)-H-ビラゾール-三-イルオキシメチル)(N-メトキシン)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。
五十九の二から五十九の五まで	削除
五十九の六	メチル-N-(一ジメチル-N-(メチルカルバモイル)オキシ)-H-チオオキサムイミデート〇・八%以下を含有する製剤
五十九の七	S-(四-メチルスルホニルオキシフエニル)-N-(メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
五十九の八	五-メチル-二-四-トリアゾロ[三・四-b]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)及びこれを含有する製剤。ただし、五-メチル-二-四-トリアゾロ[三・四-b]ベンゾチアゾールハ%以下を含有するものを除く。
六十	N-メチル-二-ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、N-メチル-二-ナフチルカルバメート五%以下を含有するものを除く。
六十の二	削除
六十の三	二-メチルビフェニル-三-イルメチル(一RS-二RS)-二-(Z)-二-(クロロ-三-三-三-トリフルオロ-二-プロペニル)-三-イルメチル(一RS-二RS)-二-(Z)-二-(クロロ-三-三-三-トリフルオロ-二-プロペニル)
六十の四	六十の五 S-(二-メチル-二-ピペリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、S-(二-メチル-二-ピペリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフエイト四・四%以下を含有するものを除く。
六十の六	二-(一-メチルプロピル)-二-(メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二-(一-メチルプロピル)-二-(メチルカルバメート二%)(マイクロカプセル製剤にあつては、一五%)以下を含有するものを除く。
六十の七	削除
六十の八	S-(メチル-N-(メチルカルバモイル)-オキシ)-二オオセトイミデート(別名メトミル)四五%以下を含有する製剤
六十の九	沃化メチル及びこれを含有する製剤
六十二	硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
六十三	硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
六十四	削除
六十五	燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
六十六	削除
六十七	ロテノン及びこれを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
一	アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
二	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
三	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。
四	塩基性酢酸鉛
五	塩素
六	過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。
六の二	キシレン
七	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。
八	クロロホルム
九	硅化水銀五%以下を含有する製剤
九の二	酢酸エチル
九の三	硅化水銀五%以下を含有する製剤

別表第二(第四条の三関係)

別表第五 (第十三条の六関係)										
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
過酸化水素及びこれを含有する製剤 (過酸化水素六%以下を含有するものを除く。)	塩素 塩素	塩化水素及びこれを含有する製剤 (塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの	アンモニア及びこれを含有する製剤 (アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの	アクリルニトリル アクリレイン	沸化水素及びこれを含有する製剤 アンモニア及びこれを含有する製剤 (アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。) で液体状のもの	無機アン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの 無機アルキル鉛を含有する製剤	硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。	ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。	メタノール 二十九の二 メチルエチルケトン 二十一 硫酸削除	酸化鉛 四塩化炭素及びこれを含有する製剤 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤 十四五 十五 十六 十七 十七の二 トレン 十八 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

				保護眼鏡
十一	クロルスルホン酸	一の項に同じ		
十二	クロルピクリン	五の項に同じ		
十三	クロルメチル	五の項に同じ		
十四	硅弗化水素酸	五の項に同じ		
十五	ジメチル硫酸	一の項に同じ		
十六	臭素	一の項に同じ		
十七	硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	一の項に同じ		
十八	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	一の項に同じ		
十九	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	一の項に同じ		
二十	ニトロベンゼン	九の項に同じ		
二十一	発煙硫酸	十の項に同じ		
二十二	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	十の項に同じ		
二十三	硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	十の項に同じ		

備考

- 一 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
 二 防毒マスクは、隔壁式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
 三 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
 四 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。

保護眼鏡